



(様式 1 - 3 )

## 福島県（泉崎村）帰還環境整備事業計画 帰還環境整備事業等個票

平成 29 年 4 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	2	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業) 泉崎地区	事業番号	(5)-40-1		
交付団体		泉崎村	事業実施主体(直接/間接)	泉崎村(直接)			
総交付対象事業費		(40,584) 67,695(千円)	全体事業費	(40,584) 67,695(千円)			
<b>帰還環境整備に関する目標</b>							
中通りの南に位置する本村は、東京電力(株)福島第一原子力発電所事故による放射性セシウムの汚染被害を受けている。それによる村民の健康不安と農林水産業のほか商業、観光産業などへの風評被害による経済活動への影響を取り除くためにも、本村は村内全域の除染を基本方針としている。							
原発事故以前、村内のため池は堆積土砂を除去するなどの利水管理が行われていたが、事故後は堆積土砂に含まれる放射性物質の影響によって利水管理が困難な状態が続いている他、放射性汚染物質の流出が懸念される。							
そのため農業水利施設として、ため池の機能保全を図るとともに、ため池に堆積した放射性汚染物質の農地・下流域への拡散を防止するために、放射性汚染物質の除去をはじめ、拡散を防止するための対策を講じる必要がある。そのため、本事業を推進することにより、農業水利施設の機能の保全・回復を行い、地域住民の営農再開を図っていく必要がある。							
また、今回申請するため池は、除染の対象とならないことを確認した。(マニュアル P. 27 の 3 要件に該当しない)							
<b>事業概要</b>							
上記目標を達成するため、福島県が行なったモニタリング調査において、汚染濃度が高いため池については、ため池内の底質の汚染濃度分布を把握するための詳細調査を行う。これら調査結果を踏まえ、ため池毎に必要な対策を検討するとともに、村内ため池の総合的な対策推進計画を策定する。さらに、上記検討結果に基づき、汚染濃度が高いため池について放射性物質対策(底質の固化、被覆、除去等)を実施していく。さらに、下記のように村の総合振興計画においても村全域の除染を目標としているため、ため池の放射性物質対策もその範疇にある。							
<b>【第 5 次泉崎村総合振興計画】</b>							
○第 2 章政策の大綱/第 3 節 防災に強く快適に暮らせるむらづくり/3. 生活環境の向上/放射能対策(除染)の推進							
「村民の健康不安を解消するとともに、風評被害を払拭するため、泉崎村除染実施計画に基づき除染を実施します。」							
<b>【泉崎村除染実施計画《第 4 版》】</b>							
○4. 除染の方針/(1) 基本方針							
「泉崎村は、東京電力福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質の拡散による健康と経済活動への影響を排除するために村内全域を除染します。」							

**当面の事業概要**

<平成 28 年度>

○詳細調査の実施

本年度は、平成 25 年度～平成 27 年度に福島県が実施したモニタリング調査 29 箇所のため池の内、高濃度汚染 ( $8,000\text{Bq}/\text{k g-Dry}$  超) が確認できたため池 14 箇所を対象に、水質・底質の面的汚染状分布況等を把握し、放射性物質対策の検討を行うための詳細調査を行う。

<平成 29 年度>

○対策工の検討・設計

平成 28 年度に詳細調査を実施したため池 14 箇所の内、面的に高濃度汚染 ( $8,000\text{Bq}/\text{k g-Dry}$  超) が確認できたため池 9 箇所を対象に、ため池毎に対策工の検討・設計を行う。

<平成 30～32 年度>

対策工の実施

ため池に係る総合的な対策推進計画を策定し、村民へのリスクコミュニケーションを実施した上で、対策工事を実施する。

**地域の帰還環境整備との関係**

村内の営農再開促進・農業復興の加速化には、地域営農にとって重要な水源施設であるため池の機能保全が必要であり、このためには放射性物質を含む堆積土砂の除去等による利水機能の維持や、利用や維持管理上の支障を低減させることができることから、再生加速化の目標達成に向け、本事業の導入による対策実施が必要である。

**関連する事業の概要**

特になし。

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

**関連する基幹事業**

事業番号	
事業名	
交付団体	

**基幹事業との関連性**


(様式1-4)

泉崎村 帰還環境整備事業計画 平成29年度 帰還環境整備事業等

省庁名： 内閣府

平成29年5月時点

(単位:千円)

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接／間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)	備考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、 福島県又は避難指示・ 解除区域市町村等以外 の者が負担する額を減 じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 (注6) 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c		
1	(3) - 23 - 1 -	自家用農作物等放射能検査事業	泉崎村	村	泉崎村	直接	定額	(3,776) 0 <3,776>	(3,776) 0 <3,776>	(3,776) 0 <3,776>		単年度
										<0>		
										<0>		
										<0>		
										<0>		
							合計額	(3,776) 0 <3,776>	(3,776) 0 <3,776>	(3,776) 0 <3,776>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>

県名	福島県	担当部局名	事業課 産業グループ	担当者氏名	西横健一
市町村名	泉崎村	電話番号	0248-53-2430	メールアドレス	sangyou@vill.jumizaki.fukushima.jp
地方公共団体の組合名					

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。  
(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第5の1の(3)におけるbと同様)

(注4、5)上段( )書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、その規定に基づき算定すること。

(注7)基金を造成して帰還環境整備事業等を実施する場合においては、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。

(様式1-4)

泉崎村 帰還環境整備事業計画 平成29年度 帰還環境整備事業等

省庁名： 農林水産省

平成29年4月時点

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	直接／間接	基本 国費率 (a) (注3)	当該年度(注4)			年度間調整額(注5) (該当する場合のみ記載)	備考
								交付対象事業費 (b)	交付対象事業費のうち、 福島県又は避難指示・ 解除区域市町村等以外 の者が負担する額を減 じた額 (c)	うち交付金交付額 基幹事業の場合 (d)=a×b+(c-a×b)/2 (注6) 効果促進事業等の場合 (d)=0.8c		
2	(5) - 40 - 1 -	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農業水利施設等保全再生事業)	泉崎地区	村	泉崎村	直接	定額	(0) 27,111 <27,111>	(0) 27,111 <27,111>	(0) 27,111 <27,111>		測量・実施設計
										<0>		
										<0>		
										<0>		
										<0>		
										<0>		
							合計額	(0) 27,111 <27,111>	(0) 27,111 <27,111>	(0) 27,111 <27,111>	(0) 0 <0>	(0) 0 <0>

県名	福島県	担当部局名	事業課 産業グループ	担当者氏名	小玉猪敏
市町村名	泉崎村	電話番号	0248-53-2430(直)	メールアドレス	sangyou@vill.irumizaki.fukushima.jp
地方公共団体の組合名					

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(実施要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。  
(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「基本国費率」は、各交付担当大臣が定める交付要綱に規定される国費率を指す。(福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第5の1の(3)におけるbと同様)

(注4、5)上段( )書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

(注5)「年度間調整額」の(国費)(e)は、前年度に福島再生加速化交付金(帰還環境整備)実施要綱第4の7の④に該当した場合に記載する。

(注6)各交付担当大臣が定める交付要綱において、交付額の算定方法が定められている場合には、その規定に基づき算定すること。

(注7)基金を造成して帰還環境整備事業等を実施する場合においては、当該事業の(b)欄には、当該年度に実施する事業の事業費を、(c)欄には事業費のうち福島県等以外の者が負担する額を減じた額を、(d)欄には基金からの取崩額を記載する。